

平成30年度 妊産婦と乳幼児への生活歯援保健指導研修会 開催要項

1 開催趣旨

埼玉県では平成23年10月18日に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が公布施行されました。この条例においては、基本理念のひとつとして「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること」が掲げられ、推進すべき施策の基本事項として「幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策」が定められています。

これらの基本的事項を受け、平成28年3月に策定された埼玉県歯科口腔保健推進計画(第2次)における歯科疾患の予防施策指標の中では、下記のとおりとなっております。

◇埼玉県歯科口腔保健推進計画における施策指標

- 乳幼児(1～3歳の特定年齢)に対して歯科に係る保健指導を行う市町村の増加
 - ◆現状値(平成26年) 59市町村 → ◇目標値(平成30年) 63市町村
- 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進。

【取り組み】

妊産婦、乳児に対する歯科検診、保健指導の充実
母子健康手帳の活用促進

そして、歯の形成が始まる周産期において、その環境がもたらす口腔や歯牙の発育状態は、出生後の歯や口の健康に大きな影響を与えることは言うまでもありません。また、近年、妊婦の歯周病が低体重児出産等、妊娠出産の経過に関わることが明らかとなりつつあります。

そこで埼玉県歯科医師会では、妊産婦と未来の社会を担う子どもたちが健やかな毎日を過ごし、心豊かで活力ある社会をつくることができるよう、そして将来80歳で自分の歯を20本以上残し、生涯を自分の歯で快適に過ごせる「8020達成型県民社会の実現」することを目的とし、地域において妊娠出産と、子どもの育成に携わっている職種の方々が、口腔保健指導をしていただける一助として、本研修会を開催することとなりました。

2 主催

埼玉県・埼玉県歯科医師会

3 日時・会場

日時 平成31年1月24日(木) 14:00～16:00

場所 ワークヒルズ羽生

羽生市下羽生1014-1 TEL 048-563-5111

4 研修会の内容

- ・ 講話 「マイナス1歳からの^{はんこう}健口づくり」
- ・ 「お口の母子手帳」ナレーション付きDVDの上映

- ・ 「生活歯援プログラム（標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル）」の説明
- ・ グループワーク

5 対象者

- ①医師、看護師、助産師
- ②保健所・市町村母子保健担当者
- ③幼稚園職員
- ④保育園（所）職員
- ⑤歯科医師
- ⑥歯科衛生士
- ⑦その他母子保健にかかわる職種

6 受講料

無料

7 募集人員

80名

【会場案内図】

ワークヒルズ羽生

羽生市下羽生1014-1 TEL 048-563-5111



【参加申込先 FAX番号048(829)2376 1月18日必着】

埼玉県歯科医師会事業課 地域保健担当 行

送 信 日 平成 年 月 日

平成30年度妊産婦と乳幼児への生活歯援保健指導研修会

参加申込書

所属施設名 _____

参加者名・職種

参加者名	職 種

※所属・勤務している施設等で、歯・口の健康づくりを進める上でお困りごと等ございましたら、お書きください。

連絡先：事務局より連絡させていただく場合があるかもしれませんので、連絡先（連絡担当者、電話、FAX番号）を記載してください

- ・連絡担当者氏名
- ・電 話
- ・FAX